教育委員会日程

- 1 日 時 令和7年4月17日(木) 午前10時00分から
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 日 程

議決事項

- 第1 議案第23号 令和7年度教育課題の選定について
- 第2 議案第24号 令和7年度墨田区立幼稚園就園指導委員会委員の委嘱につい て
- 第3 議案第25号 いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について
- 第4 議案第26号 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会への諮問について 報告事項
 - 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
 - 第2 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則外3件の一部改正について(資料2)
 - 第3 幼稚園教育職員の旅費支給規程の全部改正及び指導主事の旅費に関する規程の一部改正について(資料3)
 - 第4 令和7年度墨田区学校安全衛生管理者の選任及び墨田区学校安全衛生委員 会委員の指名について(資料4)
 - 第5 寄付者への感謝状の贈呈について(その1) (資料5)
 - 第6 寄付者への感謝状の贈呈について(その2)(資料6)
 - 第7 寄付者への感謝状の贈呈について(その3)(資料7)
 - 第8 令和7年度墨田区立小・中学校学級編制について(資料8)
 - 第9 学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について(資料9)
 - 第10 退職副校長への感謝状の贈呈について(資料10)
 - 第11 学校運営協議会委員の任命について(資料11)
 - 第12 PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について(資料12)

議案第23号

令和7年度教育課題の選定について

上記の議案を提出する。

令和7年4月17日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

墨田区教育委員会の重要な事業の進捗状況を的確に把握・管理するとともに、効率的な執行を確保していくため、令和7年度における教育課題として定める必要がある。

令和7年度 教育課題の選定について

重要事業が計画どおり進められるよう進行管理するとともに、効率的な執行を確保することを目的とし、 該当する事業を「教育課題」として指定する。

なお、指定した事業については、以下の区分(特別課題、一般課題)に分けて、教育委員会定例会において、進捗状況等を報告する。

【特別課題 (毎月報告)】

1 不登校防止対策の充実【継続:指導室、教育センター】

増加する不登校の未然防止・早期対応策として、教育センターや校内スモールステップルームの運営、スクールソーシャルワーカーの派遣など、児童・生徒や保護者等を支援していくための様々な取組等について、進行管理を行う必要がある。

2 「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進及び第4次計画の策定【一部新規:すみ だ教育研究所】

「児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら進んで学びに向かう力を養う」という基本方針のもと、その推進状況について、進行管理を行う必要があるとともに、今年度末の計画期間満了に伴う新たな計画(第4次計画)の策定に向けた進捗状況についても進行管理を行う必要がある。

【一般課題(四半期毎報告)】

3 学校施設の改築・改修等【一部新規:学校改築計画担当】

「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づく、二葉小学校の屋内運動場棟の新築工事及び、八広小学校の改築設計等の進捗状況について進行管理を行う必要がある。また、「学校改築基本方針」に基づき策定する「学校改築基本計画」の策定状況についても進行管理を行う必要がある。

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 1

課題	No. 1	事業名 不	下登校防止 対策	乗の充実 ー						主管課	指達	導室
	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
	■校内スモー ルステップル			■支援員					■支援員			■支援員
	ルステップル ームの運用			ー へのヒア - リング					へのヒア ー リング			へのヒア リング
	■校内別室											
	学級の運用											
執 宁 計 画	■巡回教員 の活用											
計	■スクール						= := : : : : : : : : : : : : : : : : :					= = 44 0
4	ソーシャル ワーカーの	_ ■連絡会 の実施					■連絡会 の実施					■連絡会 の実施
	派遣											
	■教育支援 センター等											
	との連携 ■現状の把											
	■ 現状の記 握・分析											
捗												
起責												
責												

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 2

課題	No.	事業名	「墨田区学力向」	上新3か年計画	可(第3次)」	の推進及び第	4 次計画の策算	定		主管課	すみだ教	育研究所
	4月	5月		7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
執行計画 ————————————————————————————————————	■学査■習■らへ一■か■クーチ遣全習 墨状教児のジ学えすートャー以 田沢育・メ発習りみルテーー学況 医護長生ツー ふ間 ファージ	・周学のもでは、プロスペースでは、一般では、プロスペースでは、プロスペースでは、プロスペースでは、アロスでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスペースでは、アロスではでは、アロスでは、アロスではでは、アロスではではでは、アロスではでは、アロスではでは、アロスではではでは、アロスではではでは、アロスではでは、アロスではではでは、アロスではでは、アロスで	新3か年計画(第3 新3か年計画(第4 ■計画推進 事業調査	■ 指 イ成 ■ 情 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	■会 (習 結) 会 (習 結) 会 (図)	(墨田区学 習状況調査	■調表■推■ら及へ一 ■に同 ■会(学権教児びのジ 学関研 教報素習結 力会育童教メ発 習す究 育告案 音告案 を検 とした か徒員と ◆ 欲共 員討		■議会報告	■ら及のジ■マト習■か ■会(教児びメ発学ネ推状学え 教ッ出力ジ進況習り 育告終長生員セ 向メ校査ふ間 委検) 負討	—	■議会報(最終案)
進捗												
実績												

令和7年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 3

課題	No.	3	事業名 学	校施設の改築	・改修等						主管課	庶	
		4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
					-	葉小学校屋内	運動場棟新築工	事及び工事監理	(令和8年7月	 ま で)			
					既存校舎改修								
				八	広小学校改築事	業に伴うコンス	トラクションマ	オジメント業務	委託(令和8	年6月まで)			
執						八広小学校改	 :築事業に伴う設 -	」 計委託(令和8	 年6月まで) 				
執行計画		者説明					基本設計完了						
画	近隣	記明		契約締締	± A		」 八広小学校改築	- 事業に伴う既存	' プール棟外解体	工事(令和8年	6月まで)		
				₩ 10 mm 10	近隣説明会		解体工事着手						
						学村	 交改築基本計画領	東定					
				調査委託起工					議会報告	パブコメ			計画公表
進捗													
実績													
			1			T		1					

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 1

	1	事業名 不登	を校防止対 算	策の充実						主管課	指	導室
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3 月
	交内スモー			■支援員					■支援員			■支援員
	ステップル ムの運用			── へのヒア - リング					へのヒア ー リング			へのヒア リング
	交内別室 吸の運用											
典 ■巡 の活	巡回教員 5用											
計■ス	スクール	■連絡会					■連絡会					■連絡会
	-シャル -カーの 量	_ ■連絡会 _ の実施					の実施					の実施
	関係機関 D連携											
■現	見状の把											
握•	分析											
実績	・校内 一校内 一校内 一級 ・巡・ ・ス・ 関係 一関係	川室学級の運 手生徒の教育	援員による 用(設置校 活動の実施 拠点校: ・ サロス対応 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	利用生徒の支持 : 桜堤中学校) 儒立花中、巡回 の派遣	回校:本所中			Þ)				

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 2

進捗:○

果題No.	2 事業名	学力向上新3	か年計画(第	3次)の推	進				主管課	すみだ教	育研究所
4.	月 5	月 6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
■墨田 状況調	査の実	■調査結果 速報値集約	■指導のポ	■教委報告	■議会報告 ■指導のポ	■調査結果 公表 (HP)			■		
施(4/2	.3)		イント作成 ■調査結果 (速報値)		イント配信 ■学習ふり かえり ● ■学力向上 ヒアリング				■学習ふりか えり		(45
□ = 全国: □ 学習状; □ の実施	況調査		■調査結果			■調査結果 公表(HP)					
■児童 へのメ ジ発出						■ 児童・生 徒・教員への メッセージ 発出			■ 教 員 へ の メッセージ 発出		

3月美績

■学習ふりかえり (「ふりかえりシート」等を活用した児童・生徒の学習内容の定着)

○学習ふりかえり期間:令和7年1月8日から同年4月23日(令和7年度墨田区学習状況調査前)まで

・児童・生徒ができない問題 基礎的な問題の教材に繰り返し取り組むなどして、「分かる」、「できる」、「定着する」ようにする。

・児童・生徒ができる問題 発展的な問題にチャレンジさせる。

- ○「学習ふりかえり期間」実施状況の調査(小・中学校対象)
- 全国学力学習状況調査 小学校接続テスト及び中学校(理科)事前検証 等

令和6年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 4

課題N	lo. 4	事業名 学校	交施設の改築	೬・改修 (二)	葉小学校屋内	運動場棟の増	築・八広小学	校改築事業)		主管課	庶矛	 務課
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3月
				工事説明会	契約	締結▲ ───	二葉小学校屋	 内運動場棟新築 	工事及び工事監	理(令和8年7	 月まで) -	
		契約締結▲		八広小学校改约	│ 築事業に伴うC│ ├──	│ M業務委託(令: │	│ 和8年6月まで │	 				
执 宁 十 町					4	プロポ	一ザル期間 		 ▶ 八広小学校a	枚築事業に伴う	 設計委託(令和	8年6月ま
—						地域・保護者 説明			契約締結▲			
実績	【八広小 1月: 2月:	学校】 3月:屋内運 学校】 関係各課との 配置計画・レ 学校運営協議	調整 イアウト(案		示							

令和6年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	No. 5	事業名	ども読書活動推	進計画(第4	次)の推進及	なび第5次計画	可 の策定			主管課	ひきふれ	a図書館
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
	第4次の推進	■計画進捗も	式 ■絵本作家	■夏のおたの	■(Ts)ティ	■保護者向け	■小学校読み	■施設職員向	■冬のおたの	■(Ts)情報	■ (特) 特別支	■子ども司書
	■子ども読書	況調査	特別イベント	しみ会	ーンズ向け講	講演会	聞かせボラ講	け講座	しみ会	誌配布	援学級への出	講座
	週間イベント	■小学校読み	→ ■小学校読み	■調べる学習	座		座	■(Ts)PO		■(Ts)施設	張読み聞かせ	
		聞かせボラ訓	聞かせボラ講	相談会			■(Ts)情報	Pコンテスト		職員向け講座	■(特)保護者向	
		座	座	■(Ts)情報			誌配布	表彰式			け読み聞かせパン	
		■おすすめる	■ (特) 特別支	誌配布			■(特)障害児	■(特)外国にル			フレット配布	
執		ブックリスI	・ 援学級・施設	■特障害児の図			向け読み聞か	ーツを持つ子ども			■ (特) 障害児読み	
行		配布	職員向け講座	書館ソアー			せボラ講座(初級)	の図書館利用ガイ			聞かせ講座(現任)	
執行計画		■(Ts)情幸	&					ダンス				
		誌配布						■(特)保護者向				
								け読み聞かせ講座				
	第5次の策定									■運営協議会		■墨田区議会
	■運営協議会	■運営協議会	■運営協議会	■運営協議会		■運営協議会	■教育委員会	■墨田区議会	■パブリック	(第6回)		(最終案報告)
	(第1回)	(第2回)	(第3回)	(第4回)		(第5回)	(中間報告)	(中間報告)	コメント	■策定委員会		
	■策定委員会	■策定委員会	*			■策定委員会				(第3回)		
	発足準備	(第1回)				(第2回)				■教育委員会		
										(最終案検討)		
	1~3 月実績											

第4次の推進 (子ども) …乳幼児期・小学生期 (Ts) …中高生期 (特) …特別支援

(子ども) ■新年ハッピープレゼント (1/6、20名) ■図書館員による絵本講座 (1/24 子育て総合支援センター48 名、1/28 さくら橋コミュニティセンター14 名)

■藤田浩子氏講演会(2/5、69 名) ■ひきふね図書館読み聞かせ養成講座(第 1 回 3/3、20 名、第 2 回 3/10、25 名)■パスファインダー作成 6 回(「恐竜」、「睡眠」、外) ■読み聞かせボランティア講習会(2/7、24名)

(Ts) ■ティーンズ情報誌配布(1,000部) ■パスファインダー作成6回(「柔道」・「藍染」外)

■職場体験受入(2/3,10 桜堤中1名、2/5~7 橘高校4名)

(特) ■読み聞かせボランティア講習会(2/7、24名)■配送による放課後等デイサービスへの団体貸出

■すみだ福祉保健センター 図書コーナー りんごの棚コーナーの設置 ■特別支援学級(きこえの教室、なかよし学級)への出張お話し会(1/15,1/29,2/26)

第5次の策定

■計画の報告(3/13区議会(子ども文教委員会)、3/21教育委員会)

■計画の周知(校長会、保育園長会及び児童館長会)

進捗:〇

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 外3件の一部改正について

1 理由

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「条例」という。)及び刑法の一部改正等に伴い、所要の規定整備をする。

2 改正規則及び改正概要

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 条例の一部改正による子育て部分休暇の新設、子の看護のための休暇に 係る対象となる子の範囲及び取得事由の拡大、介護両立支援制度等の新設 等に伴い、これらの手続等について定めるほか、刑法の一部改正に伴い、 所要の規定整備をする。
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 職員の給与の口座振替に係る申出について、従前の紙の様式による方法 のほか、庶務システムへの入力による方法を加える。
- (3) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 条例の一部改正による子育て部分休暇の新設に伴い、欠勤等日数の算定 に係る規定を改めるほか、刑法の一部改正に伴い、所要の規定整備をす る。
- (4) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 条例の一部改正による子育て部分休暇の新設に伴い、欠勤等日数の算定 に係る規定を改める。

3 教育長の臨時代理

本件については、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正と併せて施行する必要があるが、当該条例の公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年3月28日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 新旧対照表 別紙のとおり

5 施行期日

本年4月1日。ただし、刑法の改正に係る部分は同年6月1日。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年墨田 区教育委員会規則第7号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 後 改 正 前 正

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超 過勤務の制限)

第8条の2 [略]

 $2 \sim 6$ 「略〕

- 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項 7 〔同左〕 の規定による請求に係る期間を経過する日 の前日までの間に、次の各号に掲げるいず れかの事由が生じた場合には、同項の規定 による請求は、超過勤務制限開始日から当 該事由が生じた日までの期間についての請 求であったものとみなす。
 - (1) [略]
 - (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期 に達した場合

8~10 [略]

(リフレッシュ休暇)

第29条 [略]

- 2 「略〕
- 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲 3 〔同左〕 げる年齢に達した者で、次の各号に該当す るものには、当該各号に定める期間におい て、リフレッシュ休暇を承認する。
 - (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を 承認することとなる年度の4月1日にお いて、刑事事件の被疑者として検察官に 逮捕された者若しくは検察官に送致され た者又は被告人として刑事訴訟係属中で ある者 公訴が提起されないことが決定 した日又は無罪判決が確定した日若しく は有罪判決(拘禁刑以上の刑の場合を除 く。)が確定した日から2年を経過する 日が属する年度の翌年度
 - (2) (3) [略]

〔同左〕

第8条の2 [略] $2 \sim 6$ [略]

- (1) [略]
- (2) 当該請求に係る子が、条例第10条の 2第1項の規定による請求にあっては3 歳に、条例第10条の3第1項の規定に よる請求にあっては小学校就学の始期に 達した場合

8~10 [略]

[同左]

第29条 [略]

- 「略〕
- (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を 承認することとなる年度の4月1日にお いて、刑事事件の被疑者として検察官に 逮捕された者若しくは検察官に送致され た者又は被告人として刑事訴訟係属中で ある者 公訴が提起されないことが決定 した日又は無罪判決が確定した日若しく は有罪判決(禁錮以上の刑の場合を除く。) が確定した日から2年を経過する日が属 する年度の翌年度
- (2) (3) [略]

(子の看護等のための休暇)

- 第29条の2 子の看護等のための休暇は、 9歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子(配偶者又はパートナーシ ップ関係の相手方の子を含む。以下この項 において同じ。)を養育する職員が、その 子(次項において「養育する子」という。) の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかっ たその子の世話、疾病の予防を図るために 必要なその子の世話若しくは学校保健安全 法(昭和33年法律第56号)第20条の 規定による学校の休業その他これに準ずる 事由に伴うその子の世話を行うこと又はそ の子の教育若しくは保育に係る行事への参 加をすることをいう。第5項において同じ。) のため勤務しないことが相当と認められる 場合の休暇とする。
- 2 子の看護等のための休暇は、1会計年度 において、日又は時間を単位として、5日 (養育する子が2人以上の場合にあっては、 10日)以内で承認する。
- 等のための休暇を日に換算する場合は、7 時間45分(育児短時間勤務職員等及び定 年前再任用短時間勤務職員にあっては、そ の者の1日当たりの平均勤務時間(5分未 満の端数があるときは、これを切り上げて 5分単位にした時間))をもって1日とする。
- 4 第23条第5項の規定は、子の看護等の ための休暇を取得している職員が、勤務形 態の変更をする場合における当該子の看護 等のための休暇の日数について準用する。
- 5 教育委員会は、子の看護等のための休暇 を承認するときは、看護等を必要とするこ とを確認できる証明書等の提出を求めるこ とができる。

(介護時間)

第30条の2 [略]

2 [略]

3 職員の育児休業等に関する条例(平成4 年墨田区条例第7号) 第15条の規定によ る部分休業又は条例第17条の4第1項の 規定による子育て部分休暇の承認を受けて

(子の看護のための休暇)

- 第29条の2 子の看護のための休暇は、9 歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある子(配偶者又はパートナーシッ プ関係の相手方の子を含む。以下この項に おいて同じ。)を養育する職員が、その子 (次項において「養育する子」という。) の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった その子の世話又は疾病の予防を図るために 必要なその子の世話を行うことをいう。) のため勤務しないことが相当と認められる 場合の休暇とする。
- 2 子の看護のための休暇は、1会計年度に おいて、日又は時間を単位として、5日(養 育する子が2人以上の場合にあっては、1 0日)以内で承認する。
- 3 1時間を単位として承認された子の看護 3 1時間を単位として承認された子の看護 のための休暇を日に換算する場合は、7時 間45分(育児短時間勤務職員等及び定年 前再任用短時間勤務職員にあっては、その 者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満 の端数があるときは、これを切り上げて5 分単位にした時間))をもって1日とする。
 - 4 第23条第5項の規定は、子の看護のた めの休暇を取得している職員が、勤務形態 の変更をする場合における当該子の看護の ための休暇の日数について準用する。
 - 5 教育委員会は、子の看護のための休暇を 承認するときは、看護を必要とすることを 確認できる証明書等の提出を求めることが できる。

〔同左〕

第30条の2 [略]

「略〕

3 職員の育児休業等に関する条例(平成4 年墨田区条例第7号) 第15条の規定によ る部分休業の承認を受けて勤務しない時間 がある職員に対する介護時間の承認につい

勤務しない時間がある職員に対する介護時 間の承認については、1日につき2時間か ら当該部分休業又は当該子育て部分休暇の 承認を受けて勤務しない時間を減じた時間 を超えない範囲内で行うものとする。

 $4 \sim 7$ 「略〕

(組合休暇)

第30条の3 [略]

 $2 \sim 4$ 「略〕

(子育て部分休暇)

- 第30条の4 子育て部分休暇の承認は、正 〔新設〕 規の勤務時間の始め又は終わりに、1日に つき2時間を超えない範囲内で、30分を 単位として行うものとする。
- 2 職員の育児休業等に関する条例第15条 の規定による部分休業、条例第16条第1 項の規定による育児時間又は条例第17条 の2第1項の規定による介護時間の承認を 受けて勤務しない時間がある職員に対する 子育て部分休暇の承認については、1日に つき2時間から当該部分休業、当該育児時 間又は当該介護時間の承認を受けて勤務し ない時間を減じた時間を超えない範囲内で 行うものとする。
- 3 教育委員会は、子育て部分休暇について、 養育を必要とする事由を確認する必要があ ると認めるときは、証明書等の提出を求め ることができる。
- 4 子育て部分休暇の申請は、庶務システム に次に掲げる事項を入力することにより行 うものとする。ただし、庶務システムによ り難い場合は、教育委員会が別に定める様 式により行うことができる。
 - (1) 休暇種別及び請求種別
 - (2) 請求に係る子の氏名、続柄及び生年月 日
 - (3) 期間及び理由
- 5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請に ついて、条例第17条の4第1項に定める 場合に該当すると認めるときは、これを承 認しなければならない。ただし、当該申請 に係る期間のうち公務の運営に支障がある 日又は時間については、この限りでない。

ては、1日につき2時間から当該部分休業 の承認を受けて勤務しない時間を減じた時 間を超えない範囲内で行うものとする。

 $4 \sim 7$ 「略〕

[同左]

第30条の3 [略]

 $2 \sim 4$ 「略〕

- 6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 7 教育委員会は、次に掲げる事由があると きは、子育て部分休暇の承認を取り消すも のとする。
 - (1) 子育て部分休暇を取得している職員が 当該子育て部分休暇に係る子を養育しな くなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇を取得している職員に ついて当該子育て部分休暇に係る子以外 の子に係る子育て部分休暇を承認しよう とするとき。
 - (3) 子育て部分休暇を取得している職員に ついて当該子育て部分休暇の内容と異な る内容の子育て部分休暇を承認しようと するとき。
- 8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育 状況に変更が生じた場合には、庶務システ ムに次に掲げる事項を入力することにより 任命権者に届け出なければならない。ただ し、庶務システムにより難い場合は、教育 委員会が別に定める様式により届け出るこ とができる。
 - (1) 対象年月日及び休暇種別
 - (2) 取消期間
 - (3) 取消理由

(配偶者等が介護を必要とする状況に至っ た職員に対する意向確認等)

- 第30条の5 条例第17条の5第1項の数 育委員会規則で定める制度又は措置(以下 「介護両立支援制度等」という。)は、次 に掲げる制度又は措置とする。
 - (1) 条例第17条第1項に規定する介護休 暇
 - (2) 条例第17条の2第1項に規定する介 護時間
 - (3) 条例第10条第2項の規定において準 用する同条第1項の規定による深夜勤務

〔新設〕

の制限

- (4) 条例第10条の2第2項の規定におい で準用する同条第1項の規定による超過 勤務の制限
- (5) 条例第10条の3第2項の規定におい で準用する同条第1項の規定による超過 勤務の制限
- (6) 条例第16条第1項に規定する短期の 介護休暇
- 第30条の6 条例第17条の5第1項の教 育委員会規則で定める事項は、次に掲げる 事項とする。
 - (1) 介護両立支援制度等
 - (2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先 又は申請先
 - (3) 地方公務員等共済組合法(昭和37年 法律第152号)第70条の4第1項に 規定する介護休業手当金その他これに相 当する給付に関する必要な事項
- 2 条例第17条の5第1項又は第2項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法(同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。)によって行わなければならない。
 - (1) 面談による方法
 - (2) 書面を交付する方法
 - (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(以下「電子メール等」という。)の送信による方法(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)
- 第30条の7 条例第17条の5第1項の教 育委員会規則で定める措置(第3号に掲げ る措置にあっては、職員が希望する場合に 限る。) は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 面談
 - (2) 書面の交付
 - (3) 電子メール等の送信(当該職員が当該 電子メール等の記録を出力することによ

[新設]

〔新設〕

<u>り</u>書面を作成することができるものに限 る。)

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第30条の8 条例第17条の6第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関 する事例の収集及び職員に対する当該事 例の提供
 - (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び 介護両立支援制度等の利用の促進に関す る方針の周知

〔新設〕

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項第1号の改 正規定は同年6月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則(平成12年墨田区教育委員会規則第 8号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(給与の口座振替払)	〔同左〕
第2条 墨田区教育委員会(以下「教育委員	第2条 〔同左〕
会」という。)は、職員から条例第4条た	
だし書の規定に基づく申出があったときは、	
口座振替の方法による給与の支払を行うも	
のとする。	
2 前項の申出は、区の電子計算組織を利用	2 前項の申出は、次の事項を記載した書面
して職員の勤務状況等に係る事務を総合的	により、教育委員会に対して <u>行わなければ</u>
に処理するシステム(以下「庶務事務シス	<u>ならない</u> 。
テム」という。) に次に掲げる事項を入力	
し、又は当該事項を記載した書面を提出す	
<u>ること</u> により、教育委員会に対して <u>申し出</u>	
<u>るものとする</u> 。	
(1)~(3) 〔略〕	(1)~(3) 〔略〕
3・4 〔略〕	3・4 〔略〕
(届出の様式)	〔同左〕
第8条 条例第11条第1項の担定による届	第8条 条例第11条第1項の相定による届

- 出は、新たに扶養手当の支給を受けようと する場合には、庶務事務システムへの入力 又は第2号様式による扶養親族届により、 扶養手当の支給を受けている職員に同項各 号のいずれかに該当する事実が生じた場合 には、庶務事務システムへの入力又は第3 号様式による扶養親族異動届により、それ ぞれ行わなければならない。
- 2 教育委員会は、前条の規定による認定を 行うとき、その他必要と認めるときは、届 出の事実に係る証明書等の提出を求めるこ とができる。

(給与の減額免除)

第9条 条例第18条第1項の規定に基づく 教育委員会の承認は、庶務事務システムへ の入力又は第4号様式による給与減額免除 申請書に基づき行わなければならない。

- 第8条 条例第11条第1項の規定による届 | 第8条 条例第11条第1項の規定による届 出は、新たに扶養手当の支給を受けようと する場合には、第2号様式による扶養親族 届により、扶養手当の支給を受けている職 員に同項各号のいずれかに該当する事実が 生じた場合には、第3号様式による扶養親 族異動届により、それぞれ行わなければな らない。
 - 2 教育委員会は、前条の認定を行うときそ の他必要と認めるときは、届出の事実に係 る証明書等の提出を求めることができる。

[同左]

第9条 条例第18条第1項の規定に基づく 教育委員会の承認は、第4号様式による給 与減額免除申請書に基づき行わなければな らない。

2・3 [略]

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年墨田区教育委員会規則第14 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後 改 TF. 前 (欠勤等日数) 〔同左〕 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の 第5条 〔同左〕 次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受 けるものを除く。以下「欠勤等の期間」と いう。) ごとに当該欠勤等の期間から幼稚 園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する条例(平成12年墨田区条例第19号。 以下「勤務時間条例」という。) 第4条及 び第5条の規定による週休日、勤務時間条 例第11条及び第12条の規定による休日 並びに勤務時間条例第13条第1項の規定 により指定された代休日(以下「週休日等」 という。)を除いた日における勤務時間条 例の規定による1日の正規の勤務時間(以 下「1日の正規の勤務時間」という。)に ついて勤務しない時間を合計した時間を7 時間45分をもって1日(第1号から第3 号まで及び第6号から第9号までに掲げる 期間にあっては、2分の1日とし、第10 号及び第11号に掲げる期間にあっては、 3分の1日とする。)として換算した日数 (1日(第1号から第3号まで及び第6号 から第9号までに掲げる期間にあっては、 2分の1日とし、第10号及び第11号に 掲げる期間にあっては、3分の1日とする。) 未満の端数の時間があるときは、これを切 り捨てた日数とする。)を合計した日数と する。

(1)~(9) [略]

- (10) 法第26条の2第1項に規定する修学 部分休業(以下「修学部分休業」という。) をしている職員として在職した期間
- (11) 法第26条の3第1項に規定する高齢 者部分休業(以下「高齢者部分休業」と

(1)~(9) [略]

- (10) 法第26条の2第1項の規定により修 学部分休業をしている職員として在職し た期間
- (11) 法第26条の3第1項の規定により高 齢者部分休業をしている職員として在職

<u>いう。)</u>をしている職員として在職した 期間

(12) • (13) 〔略〕

 $2 \sim 4$ [略]

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠 勤等日数の算定に当たっては、1日の正規 の勤務時間の一部について、私事欠勤等の 取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児休業法第19条第1項 に規定する部分休業により勤務しない時間 又は勤務時間条例第17条の4に規定する 子育て部分休暇により勤務しない時間」と いう。)があるときは、教育委員会が別に 定めるところにより、日又は時間に換算し、 第1項の換算した日数、合計した日数又は 勤務しない時間に加算する。

第3号様式 〔別紙のとおり〕

した期間

(12) • (13) 〔略〕

 $2 \sim 4$ [略]

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠 勤等日数の算定に当たっては、1日の正規 の勤務時間の一部について、私事欠勤等の 取扱いを受けた時間、法第26条の2第1 項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する 高齢者部分休業により勤務しない時間又は 育児休業法第19条第1項に規定する部分 休業により勤務しない時間(以下「部分休 業等により勤務しない時間」という。)が あるときは、教育委員会が別に定めるとこ ろにより、日又は時間に換算し、第1項の 換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

第3号様式 〔別紙のとおり〕

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【別紙】

第 3 号様式	処分説明書 処分説明書 (採用年月日)年月日(離職年月日)年月日(離職年月日)年月日(離職時の所属)(離職時の役職名)(離職時の給料月額)円(給料表報)円(処分を全年月日)年月日(処分を全年月日)年月日(地外条項)(処分の対象となる手当)(刑事事件との関係)連捕日年月日(地外条項)(処分の対象となる手当)(刑事事件との関係)連捕日年月日(地外条項)(処分の対象となる手当)(刑事事件との関係)連捕日年月日(地外条項)(地分の対象となる手当)(刑事事件との関係)連捕日年月日(地外条項)(地分の対象となる手当)(一時差止処分の理由)(地外を入る犯罪に係る罰条: (一時差止処分の理由)(地科される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し)	改正前
(採用年月日) 年 月 日 (柳殿年月日) 年 月 日 (柳屋中の経緯月額) 円 (((一時差止処分を受ける者)	第3号様式
(採用年月日) 年 月 日 (離職年月日) 年 月 日 (離職年月日) 年 月 日 (離職年月日) 年 月 日 (離職時の夜職名) (離職時の夜職名) (離職時の夜職名) (離職時の後報名) (離職時の後報名) (離職時の後報名) (離職時の後報名) (離職時の後報名) (地分発を午月日) 年 月 日 (機概条項) (処分発を午月日) 年 月 日 (機概条項) (処分発を上る手当) (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 (起訴日 年 月 日 (世華正処分の政部し) (思祥される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の政部し) (思祥される犯罪に係る罰条:)) (一時差止処分の政部し) (思祥される犯罪に係る罰条:)) (一時差止処分の政部し) (思祥される犯罪に係る罰条:)) (一時差止処分の政部し) (思祥される犯罪に係る罰条:)) (一時差止処分の政部し) (忠祥される犯罪に係る罰条:)) (一時差止処分の政部し) (忠祥される犯罪に係る罰条:)) (一時差止処分の政部し) (忠祥される犯罪に係る罰条:)) (一時差止処分の対象とたな手当) (別事事件と関し施禁刑以上の刑に処せられなかった場合 3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に保る刑事事件に関し起訴されること なくこの処分のはのより消すことがこの処分のと対して記るときているときるの他これを取り消すことがこの処分の目的に関らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときるの他これを取り消すことがこの処分の目的に関らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分をがして記い。 別末 手 当 の基準日から起算して1年を経過した場合 (ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときるの他これを取り消すことがこの処分の目的に関らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分をがしてない。) 4 一時差止処分をがしてない。) 4 一時差止処分をがしてない。) 4 一時差止処分をがしてない。) 第 末手当及び考がなくなったと認める場合 第 かえ給を差し止める必要がなくなったと認める場合	(採用年月日) 年 月 日 (離職年月日) 年 月 日 (離職時の所属) (離職時の役職名) (離職時の給料月額) 円 (給料表 級 号給) (処分発令年月日) 年 月 日 (根拠条項) (処分の対象となる手当) (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日 起訴日 年 月 日 と訴日 年 月 日 に思料される犯罪に係る罰条: (四時差止処分の取消し) (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し)	書
(機職時の所属) (機職時の役職名) (機職時の発職名) (機職時の給料月額) 円 (給料表 級 号給) (処分発令年月日) 年 月 日 (根拠条項) (処分列象となる手当) (利事事件との関係) 逮捕口 年 月 日 (起新日 年 月 日 起新日 年 月 日 起新日 年 月 日 (思料される処罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている 期 末 当 が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>物禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>物禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合 3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関る刑事事件に関し起訴されること なくこの処分に係る 刑事事件に同し起訴されること なくこの処分に係る 別末 手 当 の支給を表し止める必要がなくなったと認める場合 期 末 手 当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 第末手当及び動力ではい、) 4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情により 期 末 当 当 かな給き主 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 日 日 日 日	(離職時の所属) (離職時の役職名) (離職時の給料月額) 円 (給料表 級 号給) (処分発令年月日) 年 月 日 (根拠条項) (処分の対象となる手当) (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日 に明差止処分の理由) (思料される犯罪に係る罰条:) (一時差止処分の取消し)	(一時差止処分を受ける者)
(機動時の給料月額) 円 (給料表 級 号給) (処分発令年月日) 年 月 日 (根拠条項) (処分の対象となる手当) (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日 (起源日 年 月 日 に思診したりの理由) (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の理由) (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている 期 末 手 当 が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し担訴されること 場合 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し担訴されること 場合 3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されること 本くこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に同し起訴されること 本くこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること 本くこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること 本くこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること 本くこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること おくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること 本くこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること 本くこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること おらこと 期 末 手 当 の基準目から起算して1年を経過した場 別 末 手 当 の基本目から起算して1年を経過した場 別 末 手 当 の基本目から起算して1年を経過した場 別 末 手 当 の基本目から起算して1年を経過した場 別 未 手 当 の基本目から起算して1年を経過した場 別 末 手 当 の基本目から起算して1年を経過した場 別末手当及び 別ま ま 当 の本を止処分者が、この処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分者が、この処分のに利明した事実又は生じた事情により 期 末 ま 当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合	(離職時の給料月額) 円 (給料表 級 号給) ((処分発令年月日) 年 月 日 (根拠条項) (機職時の給料月額) 円 (給料表 級 号給) (処分の対象となる手当) ((処分の対象となる手当) ((処分の対象となる手当) ((処分の対象となる手当) ((地分の対象となる手当) ((地方の対象となる手当) ((地方の対象となる手当) (地方の対象となる手当) (地方の対象となる手法) (地方の対象となる (地方の	年月日 (採用年月日) 年月日 (離職年月日) 年月日
(処分聚合年月日) 年 月 日 (根拠条項) (処分の対象となる手当) (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 (処分の対象となる手) (別分の対象となる手当) (別分の対象となる手当) (別分の対象となる手当) (別事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 (処分の対象となる手) (別事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 (処分の理由となった行為に係る罰事事件との関係) 実捕日 年 第 日 日 本 手 当 が支給されるの思維に係る罰条: (この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関しを誘される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関しを誘されること なくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関しを誘されること 場合 (ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関しを訴されること 場合 (ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し見に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に関もかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情により 期末手当及び動争手 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 年 月 日	(処分発令年月日) 年 月 日 (根拠条項) (処分の対象となる手当) (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 (処分の対象となる手当) (一時差止処分の理由) (思料される犯罪に係る罰条:) (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し) (一時差止処分の取消し)	(離職時の所属) (離職時の役職名)
(処分の対象となる手当) (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日 と はがらした。 (別事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 と はがらした。 (別事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 と はがらした。 (別事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 と はがらりません。 (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し) この処分のは、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期 末 当 が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し抱禁用以上の刑に処せられなかった場合 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し抱禁されること なくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること なくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること なくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されるとと なくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること なくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること なくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること なくこの処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴されること 場合 第末手当及び動炮手当 の基準日から起算して1年を経過した場合 (ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情により 期 末 当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 年 月 日 年 月 日	(処分の対象となる手当) (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日 起訴日 年 月 日 起訴日 年 月 日 起訴日 年 月 日 とおれる犯罪に係る罰条: (一時差止処分の理由) (思料される犯罪に係る罰条: (世界主れる犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し)	給料表 級 号給) (離職時の給料月額) 円 (給料表 級 号給)
(刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日 起訴日 年 月 日 と 超訴日 年 月 日 と は は 日 年 月 日 と は 日 年 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 年 月 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 と は 日 4 日 日 日 と 4 日 日 と は 日 4 日 日 日 日 4 日 日 4 日 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 日 4 日 1 日 日 4 日 1 日 4 日 日 4 日 1 日 1	(刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日 起訴日 年 月 日 に (刑事事件との関係) 逮捕日 年 月 日 に (一時差止処分の理由) (思料される犯罪に係る罰条:) (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し) (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し)	(処分発令年月日) 年 月 日 (根拠条項)
起訴日 年月日	起訴日 年月日	(処分の対象となる手当)
(思料される犯罪に係る罰条:	(思料される犯罪に係る罰条:) (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し) (思料される犯罪に係る罰条: (一時差止処分の取消し)	
回	期 末 手 当 が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合 3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくこの処分に係る 期 末 手 当 の基準日から起算して1年を経過した場合 (ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情により 期 末 期末手当及び 期 末 手 当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 第 カ	(思料される犯罪に係る罰条:) (一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている 期末手当及び勤勉手当 が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されること がら起算して1年を経過した場行為に関し現に逮捕されているらかに反すると認めるときは、生じた事情により 期末 当及び勤勉手当 の基準日から起算して1年を経過した場合 (ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情により 期末手当及び 動勉手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 年月日

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年墨田区教育委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後 改 TF. 前 (欠勤等日数) 〔同左〕 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数 第5条 〔同左〕 は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項 の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠 勤等の期間」という。) ごとに、当該欠勤 等の期間から週休日等を除いた日における 勤務時間条例の規定による1日の正規の勤 務時間(以下「1日の正規の勤務時間」と いう。) について勤務しない時間を合計し た時間を7時間45分をもって1日(第1 0号及び第11号に掲げる期間にあっては

(1)~(9) [略]

を合計した日数とする。

(10) 法第26条の2第1項<u>に規定する</u>修学 部分休業<u>(以下「修学部分休業」という。)</u> をしている職員として在職した期間

3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢 者部分休業<u>(以下「高齢者部分休業」と</u> いう。) をしている職員として在職した 期間

(12)~(19) 〔略〕

$2 \sim 4$ 「略〕

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠 勤等日数の算定に当たっては、1日の正規 の勤務時間の一部について、修学部分休業 により勤務しない時間、高齢者部分休業に より勤務しない時間、職免条例第2条の規 定により職務に専念する義務を免除された ことにより勤務しない時間(減免基準第2 $(1)\sim(9)$ 〔略〕

- (10) 法第26条の2第1項<u>の規定により</u>修 学部分休業をしている職員として在職し た期間
- (11) 法第26条の3第1項に規定する高齢 者部分休業をしている職員として在職し た期間

(12)~(19) 〔略〕

$2 \sim 4$ 「略〕

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠 勤等日数の算定に当たっては、1日の正規 の勤務時間の一部について、法第26条の 2第1項に規定する修学部分休業により勤 務しない時間、法第26条の3第1項に規 定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専

条に規定する承認を受けていない期間(団 体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。) に係るものに限る。)、病気休暇、介護休 暇、勤務時間条例第17条の2に規定する 介護時間(以下「介護時間」という。)、 勤務時間条例第17条の4に規定する子育 て部分休暇(以下「子育て部分休暇」とい う。) により勤務しない時間若しくは組合 休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の 取扱いを受けた時間又は育児休業法第19 条第1項に規定する部分休業(以下「部分 休業」という。)により勤務しない時間(以 下「部分休業等により勤務しない時間」と いう。) があるときは、教育委員会が別に 定めるところにより、日又は時間に換算し、 第1項の換算した日数、合計した日数又は 勤務しない時間に加算する。

6 〔略〕

7 第5項の規定は、介護時間、子育て部分 休暇又は部分休業により勤務しない時間に ついては、それぞれ7時間45分をもって 1日として換算した日及び1日未満の端数 の時間(育児短時間勤務職員等として在職 した期間において介護時間により勤務しな い時間にあっては当該勤務しない時間を合 計した時間を育児短時間勤務職員等に係る 算出率で除して得た時間を7時間45分を もって1日として換算した日及び1日未満 の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤 務職員として在職した期間において介護時 間、子育て部分休暇又は部分休業により勤 務しない時間にあっては当該勤務しない時 間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用 短時間勤務職員に係る算出率で除して得た 時間を7時間45分をもって1日として換 算した日及び1日未満の端数の時間とする。) を合計した日及び時間が30日を超えない 場合は、適用しない。

念する義務を免除されたことにより勤務し ない時間(減免基準第2条に規定する承認 を受けていない期間(団体派遣期間又は講 演等を行った期間を除く。)に係るものに 限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間 条例第17条の2に規定する介護時間(以 下「介護時間」という。) 若しくは組合休 暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取 扱いを受けた時間又は育児休業法第19条 第1項に規定する部分休業(以下「部分休 業」という。) により勤務しない時間(以 下「部分休業等により勤務しない時間」と いう。) があるときは、教育委員会が別に 定めるところにより、日又は時間に換算し、 第1項の換算した日数、合計した日数又は 勤務しない時間に加算する。

6 [略]

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業 により勤務しない時間については、それぞ れ7時間45分をもって1日として換算し た日及び1日未満の端数の時間(育児短時 間勤務職員等として在職した期間において 介護時間により勤務しない時間にあっては 当該勤務しない時間を合計した時間を育児 短時間勤務職員等に係る算出率で除して得 た時間を7時間45分をもって1日として 換算した日及び1日未満の端数の時間とし、 定年前再任用短時間勤務職員として在職し た期間において介護時間又は部分休業によ り勤務しない時間にあっては当該勤務しな い時間をそれぞれ合計した時間を定年前再 任用短時間勤務職員に係る算出率で除して 得た時間を7時間45分をもって1日とし て換算した日及び1日未満の端数の時間と する。)を合計した日及び時間が30日を 超えない場合は、適用しない。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の旅費支給規程の全部改正及び指導主事の旅費に 関する規程の一部改正について

1 理由

職員の旅費に関する条例の全部改正により、旅費の種類、内容等が変更されたことに伴い、これらに対応した旅費の支給に関する必要な規定を定めるほか、所要の規定整備をする。

2 改正訓令

- (1) 幼稚園教育職員の旅費支給規程
- (2) 指導主事の旅費に関する規程

3 教育長の臨時代理

本件については、職員の旅費に関する条例の改正と併せて施行する必要があるが、当該条例の公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年3月28日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 新旧対照表 別紙のとおり

5 施行期日 本年4月1日

墨田区教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局

区立小学校

区立中学校

区立幼稚園

事 業 所

幼稚園教育職員の旅費支給規程(平成12年墨田区教育委員会訓令第6号)の全部 を改正する。

令和7年3月28日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

幼稚園教育職員の旅費支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の旅費に関する条例(令和7年墨田区条例第22号。以下「条例」という。)の規定に基づき、幼稚園教育職員の旅費の支給に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
- 2 この規程において、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)とは、墨田区立 幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

- 第3条 条例第3条第5項の規定により、旅行命令等の変更を受け、又は死亡した場合に支給する旅費の額は、次の各号に掲げる旅費の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。) 条例第9条から第12条までの規定により計算した額と、現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、旅費の種類ごとのいずれか少ない額の合計額

- (2) 宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び旅行雑費 条例第13条、第15条から第17条まで及び第19条の規定により計算した額と、現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、旅費の種類ごとのいずれか少ない額の合計額
- 2 前項に規定するもののほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めたものについては、旅費として支給する。

(旅費額を喪失した場合における旅費)

- 第4条 条例第3条第6項の規定により、旅費を喪失した場合に支給する旅費の額は、その喪失した旅費額の範囲内で次に掲げる額とする。
 - (1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
 - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から 喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

- 第5条 条例第4条第4項の規定により、旅行命令簿等に記載又は記録をする事項は、次に掲げるものとし、区の電子計算組織を利用して職員の勤務状況等に係る事務を総合的に処理するシステム(以下「庶務システム」という。)に入力するものとする。
 - (1) 旅行年月日
 - (2) 旅行時間
 - (3) 旅行用務
 - (4) 旅行先
 - (5) 旅行の経路
 - (6) 旅費

2 前項の規定にかかわらず、庶務システムに入力することができないときは、旅 行命令簿(第1号様式)を使用するものとする。

(旅費の請求手続)

- 第6条 旅費の請求手続の様式については、墨田区会計事務規則(昭和39年墨田区規則第8号)に定める所定の様式によるほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる様式とし、当該様式に必要な資料を添えて、墨田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に請求するものとする。
 - (1) 内国旅行の出張の場合 内国旅費請求内訳書兼領収書(第2号様式)
 - (2) 赴任の場合 赴任旅費請求内訳書兼領収書(第3号様式)
 - (3) 外国旅行の出張の場合 外国旅費請求内訳書兼領収書(第4号様式)
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める旅行に係る旅費の請求手続については、庶務システムにより行うことができる。
- 3 第1項に規定する様式又は必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、 これにより旅費又は旅費に相当する額を明らかにすることができない範囲におい て、これらの支給又は支払を受けることができない。

(路程の計算)

第7条 条例第12条第1項ただし書に規定する路程の計算は、地方公共団体の長 又は当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程により行う ものとする。この場合において、当該証明の基準とする点は、現に要した路程の 出発箇所又は目的箇所に最も近いものとする。

(家族移転費に係る小児運賃等)

第8条 条例第17条第1項に規定する家族の移転の際に、小児運賃等の費用を要する場合は、同項第1号に規定する職員が移転をする際に要した費用とみなす。 ただし、当該費用とみなすことが適当でないと旅行命令権者が判断した場合は、 当該小児運賃等を家族移転費として算定する。

(旅費の調整)

- 第9条 条例第24条第1項の規定により、旅費の全部又は一部を支給しない場合は、同項に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 旅行者が、公用車の類を用いて旅行した場合は車賃その他これらに類する旅

費は、支給しない。

(2) 旅行者が、公用又は公共用の宿泊施設、食堂施設等を無料で使用して旅行した場合は宿泊手当は、支給しない。ただし、任命権者が、当該宿泊手当を支給することが適当と認める場合は、この限りでない。

(通勤手当等との調整)

第10条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号) 第14条若しくは会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 墨田区条例第13号)第7条に定める通勤手当又は同条例第31条に定める通勤 に係る費用弁償の支給を受けている者が、旅行する場合において、通勤及び旅行 の経路並びにその方法を勘案して鉄道賃、船賃又は車賃を必要としないと認めら れる区間があるときは、当該区間に係る鉄道賃、船賃又は車賃を調整するものと する。

第1号様式

斤		職 層 名		年 氏 名	月分
条 行 三月日	旅行時間	旅行用務	旅行先	旅 行 の 経 路 (出発駅 - 経由 - 到着駅)	旅費円
	~				円
	~				н
	~				н
	~				н
	~				н
	~				н
•	~				н
	~				н
己入注意事 ³ 1 旅行命 ⁴	項) 令簿は、旅行命令権 ²			合 計	н

第2号様式

内国旅費請求内訳書兼領収書

	旅 行 田	森 出	発 到 着 ・ 滞 右	Ė					旅	費	内	訳									
旅 行	旅 行 用 及 旅 行	び		鉄 道			船	賃	•	航 空	費	車 賃	* * * *	M/	宿泊費		計	氏	名	受領印	精算
平月 口	旅 行	先し(地名・駅名)	(地名·駅名)	区	分運	賃	急行料	金そ	の他	備	考	(定額)	16 沿于	∃	10 但 其		řΤ				
												(K)		存	夜						
						円		円	円			Н		円	В		円				
												(K)		夜	夜						
						円		円	円			н		円	Е		円				
											-	(K)		夜	夜						
						円		円	H			H		円	F		円				
											-	(K)		夜	夜						
						円		円	円			H		円			円				
												(K)		夜	夜	:.					
						円		円	H			H		円	В		円				
											-	(K)		夜	夜						
						円		円	円			H		円	В		円				
											-	(K)			夜						
			+			円		円	H			H		円	E .		円				
											-	(K)									
						円		円	Н			(K)		円夜	夜		Н				
						円		H	m		-	(K)		円	1X	1	m				
			+			п		П				(K)			夜		П				
						円		д	Д		-	H		円	Е	1	д				
						- '						(K)		夜	夜		1,				
						H		H	н		-	Н		円	H	1	円				
												(K)		夜	夜	:					
						円		円	円		-	Н		円	Н	1	円				
												(K)		夜	夜						
						円		円	Ħ			Ħ		円	В		円				
												(K)		夜	夜				<u> </u>		
						円		円	円			н		円	Е		円				
						I					Ţ	(K)		夜	夜			·	·		
						円		円	Ħ			H		円	В		円				
	合計											(K)	ļ	夜	夜						
	ПП					円		円	円			円		円	E		円				

第3号様式

赴任旅費請求內訳書兼領収書 月) 精算額 受領印 概算額 追給額 返納額 氏 精算印 旅 費 内 訳 旅行 到着・滞在 鉄 道賃 • 船 賃 • 航 転居費 着後滞在費 車賃 年月日 (地名・駅名) (地名・駅名) 急行 宿泊手当 宿泊費 他受 宿泊 合計 治額 差引額 区分 (定額) 運賃 その他 実費額 宿泊費 手当 料金 夜 円 夜 円 円 円 円 円 夜 夜 夜 円 円 円 円 円 円 夜 円 円 夜 夜 円 円 円 円 円 円 円 夜 夜 合計 円 円 円 円 円 円 円 円 員 鉄道賃・船賃・航空賃 車 賃宿 費着後滞在費合 泊 当宿 泊 計 家族移転費 円 円 円 円 円 円

第4号様式

外国旅費請求內訳書兼領収書 月) 算 額追 給 額返 額所 名 受領印 精算印 額精 算 納 属氏 円 円 内 費 訳 行 雑 空港旅客サービス 予 防 接 種 料 旅券交付手数料 外貨交換手数料 税 計 査 証 手 数 料 施設使用料 円 円 費 内 出 発 到着・滞在 訳 旅行 賃 宿泊手当宿 泊 費 航 空 費 旅行用務 旅行先 鉄道賃・船賃・ 備考 年月日 (地名・駅名) (地名・駅名) 区分 運賃 急行料金 その他 (定額) . . 円 円 K

墨田区教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

業 所

指導主事の旅費に関する規程(平成13年墨田区教育委員会訓令第9号)の一部を 次の表のように改正する。

令和7年3月28日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(下線部分は改正部分)

正 改 TF. 後 改 前 (指導主事の定義) [同左] 第2条 この規程において、指導主事とは、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第18条第 4項に規定する公立学校の教員をもって充

てる統括指導主事及び指導主事並びに地方 自治法(昭和22年法律第67号)第25 2条の17の規定による派遣された統括指 導主事及び指導主事をいう。

(旅費の支給)

する条例(令和7年墨田区条例第22号) に基づき、支給する。

[削除]

(準用)

に関することについては、区長の事務部局 において定められている諸規程を準用する。

第2条 この規程において、指導主事とは、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第19条第 4項に規定する公立学校の教員をもって充 てる統括指導主事及び指導主事並びに地方 自治法(昭和22年法律第67号)第25 2条の17に規定する派遣された統括指導 主事及び指導主事をいう。

[同左]

第3条 指導主事の旅費は、職員の旅費に関 第3条 指導主事の旅費は、職員の旅費に関 する条例(昭和33年墨田区条例第20号) に基づき、支給する。

(職務の級)

第4条 職員の旅費に関する条例第2条第3 項等による旅費規則(昭和53年特別区人 事委員会規則第13号) 別表第2における 「何級の職務」とは、職員の給与に関する 条例(昭和33年墨田区条例第19号)第 5条第1項第1号に規定する行政職給料表 (一)により定められた当該級の職務をいい、 適用については別表に定めるところによる。 〔同左〕

第4条 この規程に定めるもののほか、旅費 第5条 この規程に定めるもののほか、旅費 に関することについては、区長の事務部局 において定められている諸規定を準用する。

〔削除〕

別表 行政職給料表(一)の各級に相当する教 育職給料表の職務の級

行政職給料表(一)	教育職給料表
<u>1級</u> 2級	<u>1級</u> 2級
3級	3級
4級	4級
5級	5級
6級	6級

付 則

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この訓令による改正後の指導主事の旅費に関する規程は、この訓令の適用の日以 後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例に よる。

令和7年度墨田区学校安全衛生管理者等名簿

令和7年4月1日現在

●総括安全衛生管理者

所属		氏 名
墨田区教育委員会事務局	次長	岩瀬 均

●産業医

所属	氏	名
	柴崎	敏昭

●主任衛生推進者

所属		氏 名
墨田区教育委員会事務局	庶務課長	塩澤 満
墨田区教育委員会事務局	学務課長	北野 亘
墨田区教育委員会事務局	指導室長	石坂 泰

●衛生推進者

●傤生推進石		
学校	職務名	氏 名
緑小学校	副校長	菅井 一憲
緑小学校	養護教諭	高木 朗子
外手小学校	副校長	荒川 友子
外手小学校	養護教諭	吉野 綾里
二葉小学校	副校長	柴田 拓
錦糸小学校	副校長	稲田 幹人
錦糸小学校	養護教諭	檜山 祥菜
中和小学校	副校長	磯 香織
中和小学校	主任養護教諭	石井 由里子
言問小学校	副校長	柏崎 康徳
言問小学校	養護教諭	木野 奈津代
小梅小学校	副校長	植木 靖子
柳島小学校	副校長	保延 秀紀
業平小学校	副校長	篠原 邦充
業平小学校	主任養護教諭	向井 香
両国小学校	副校長	手山 晃洋
両国小学校	主幹教諭	五関 俊太郎
横川小学校	副校長	大賀 豪
横川小学校	主幹養護教諭	杉浦 睦子
菊川小学校	副校長	伊藤 雅一
菊川小学校	養護教諭	大竹 美智代
第三吾嬬小学校	副校長	白石 哲也
第四吾嬬小学校	副校長	宮川 範子
第四吾嬬小学校	主任養護教諭	宮古 麻里絵
第一寺島小学校	副校長	藤井 慶正
第一寺島小学校	主任養護教諭	青木 香澄
第二寺島小学校	校長	冨永 央星

第二寺島小学校	養護教諭	皆川 彩里
第三寺島小学校	副校長	大橋 賀久子
第三寺島小学校	主任養護教諭	中家 敦子
曳舟小学校	副校長	井伊 達志
曳舟小学校	主任養護教諭	大内 千広
中川小学校	副校長	石塚 晃子
東吾嬬小学校	副校長	高橋 伸一
東吾嬬小学校	主任養護教諭	田尻 美智子
押上小学校	副校長	渡邊 邦宏
押上小学校	主任養護教諭	長瀬 三重子
八広小学校	副校長	檀特 明子
八広小学校	主任養護教諭	大住 久美子
隅田小学校	副校長	梶野 博司
立花吾嬬の森小学校	副校長	下田 美穂子
梅若小学校	副校長	梶 勇太
梅若小学校	養護教諭	荒井 恵美
墨田中学校	副校長	本多 泰介
本所中学校	副校長	太田 博士
両国中学校	副校長	山田 修央
竪川中学校	副校長	児玉 張直
錦糸中学校	副校長	渡部 巧
吾嬬第二中学校	副校長	山本 裕樹
吾嬬第二中学校	主任養護教諭	田村 美由紀
寺島中学校	副校長	霜田 俊和
文花中学校	副校長	古賀 隆一郎
文花中学校	副校長(夜間字 級)	有川 直志
桜堤中学校	副校長	堀江 慎一
桜堤中学校	主任養護教諭	内山 満梨奈
吾嬬立花中学校	校長	河野 敏也
吾嬬立花中学校	養護教諭	高橋 千春
緑幼稚園	園長	河原 宏子
緑幼稚園	主任教諭	石田 まりえ
第三寺島幼稚園	園長	金澤 里美
柳島幼稚園	園長	近藤 幸弘
柳島幼稚園	副園長	原囿 朱里
菊川幼稚園	園長	谷澤 あゆみ
菊川幼稚園	副園長	小嶋 直美
立花幼稚園	園長	宮田 宏子
立花幼稚園	主任教諭	片山 彩乃

●化学物質管理者

学校	職務名	氏 名
緑小学校	主任教諭	德丸 日向子
外手小学校	主任教諭	立野 忠利

二葉小学校	教諭	德永 真理子
錦糸小学校	主幹教諭	古川 なな
中和小学校	教諭	千葉 哲也
言問小学校	教諭	濱田 恵子
小梅小学校	教諭	上野 由里帆
柳島小学校	教諭	降籏 隼也
業平小学校	主任教諭	樋口 恵美子
両国小学校	主幹教諭	鈴木 陽香
横川小学校	主任教諭	石井 洋彦
菊川小学校	教諭	青柳 美枝子
第三吾嬬小学校	主任教諭	大室 結
第四吾嬬小学校	副校長	佐藤 知美
第一寺島小学校	教諭	藤井 慶正
第二寺島小学校	主任教諭	髙村 俊輝
第三寺島小学校	主幹教諭	松井 明美
曳舟小学校	教諭	小林 有理
中川小学校	教諭	清水 靖紀
東吾嬬小学校	教諭	中島 慶哉
押上小学校	教諭	森松 晃太朗
八広小学校	教諭	松永 輝美
隅田小学校	教諭	村岡 美智子
立花吾嬬の森小学校	教諭	奥田 太郎
梅若小学校	主任教諭	蓮池 柚香
墨田中学校	主任教諭	土屋 伸吾
本所中学校	主任教諭	藤田 恵輔
両国中学校	教諭	磯部 大輔
竪川中学校	主任教諭	佐久間 徹
錦糸中学校	主任教諭	青柳 敦
吾嬬第二中学校	主幹教諭	細井 清子
寺島中学校	主幹教諭	佐藤 圭介
文花中学校	主任教諭	須永 健一
桜堤中学校	主幹教諭	鈴木 真美
吾嬬立花中学校	主幹教諭	奥山 雄三

●保護具着用責任者

学校	職務名	氏 名
緑小学校	教諭	德丸 日向子
外手小学校	主任教諭	立野 忠利
二葉小学校	主任教諭	德永 真理子
錦糸小学校	教諭	古川 なな
中和小学校	主幹教諭	千葉 哲也
言問小学校	教諭	近藤 久美
小梅小学校	教諭	上野 由里帆
柳島小学校	教諭	降籏 隼也

業平小学校	教諭	樋口 恵美子
両国小学校	主任教諭	鈴木 陽香
横川小学校	主幹教諭	石井 洋彦
菊川小学校	主任教諭	青柳 美枝子
第三吾嬬小学校	教諭	大室 結
第四吾嬬小学校	主任教諭	佐藤 知美
第一寺島小学校	副校長	藤井 慶正
第二寺島小学校	教諭	髙村 俊輝
第三寺島小学校	主任教諭	松井 明美
曳舟小学校	主幹教諭	小林 有理
中川小学校	教諭	清水 靖紀
東吾嬬小学校	教諭	中島 慶哉
押上小学校	副校長	渡邊 邦宏
八広小学校	教諭	松永 輝美
隅田小学校	教諭	村岡 美智子
立花吾嬬の森小学校	教諭	奥田 太郎
梅若小学校	教諭	蓮池 柚香
墨田中学校	主任教諭	土屋 伸吾
本所中学校	主幹教諭	早川 健太郎
両国中学校	主任教諭	磯部 大輔
竪川中学校	教諭	佐久間 徹
錦糸中学校	主任教諭	青柳 敦
吾嬬第二中学校	主任教諭	古市 綾乃
寺島中学校	主幹教諭	佐藤 圭介
文花中学校	主幹教諭	須永 健一
桜堤中学校	主任教諭	鈴木 真美
吾嬬立花中学校	主幹教諭	奥山 雄三

令和7年度 墨田区学校安全衛生委員会委員名簿

	氏 名	所 属 名
委員長	塩澤 満	墨田区教育委員会事務局 庶務課長
委員	北野 亘	墨田区教育委員会事務局 学務課長
	石坂 泰	墨田区教育委員会事務局 指導室長
	佐藤 順一	中学校長会会長 (吾嬬第二中学校長)
	佐藤 恵美	東京都教職員組合墨田支部書記長(両国中学校)
	岩﨑 悠子	墨田区教職員組合 執行委員長 (錦糸小学校)
	松田 典男	東京都庁職員労働組合都立学校支部(吾嬬第二中学校)
	柴崎 敏昭	産業医

令和7年4月1日時点

寄付者への感謝状の贈呈について(その1)

1 趣旨

一般社団法人東京都トラック協会墨田支部から、墨田区立小学校の新1年 生に対し、交通安全啓発活動の一環として、フラットトートバッグの寄付が あったので、区長感謝状贈呈基準第1項第3号の規定に基づき、寄付者に対 し感謝状を贈呈した。

2 贈呈対象者

一般社団法人東京都トラック協会墨田支部 支部長 香川 省司

3 寄付物件

交通安全啓発フラットトートバッグ 1,800個 総額 331,200円

4 贈呈主体 区長

5 贈呈日 令和7年3月17日



寄付者への感謝状の贈呈について(その2)

1 趣旨

公益財団法人日本相撲協会から、墨田区立小学校の新1年生に対し、ランドセルカバーの寄付があったので、区長感謝状贈呈基準第1項第3号の規定に基づき、寄付者に対して感謝状を贈呈した。

2 贈呈対象者

公益財団法人日本相撲協会 理事長 保志 信芳

3 寄付物件ランドセルカバー 1,730枚

総額 331, 400円

4 贈呈主体 区長

5 贈呈日 令和7年4月9日



6 その他

次の2校では、直接、親方及び力士からの手渡しを行った。 緑小学校、八広小学校

寄付者への感謝状の贈呈について

1 趣旨

区立小・中学校に対し、R 団連すみだリサイクル協同組合から、生理の貧困に係る問題解消の一助として、衛生用品の寄付があったので、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第1号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表する。

2 贈呈対象者

R 団連すみだリサイクル協同組合 代表理事 木内 茂樹 氏

3 寄付物件

衛生用品(生理用ナプキン) 168袋 120,120円

4 贈呈主体

教育委員会教育長

5 贈呈日

令和7年3月28日

(贈呈対象者の希望により、贈呈式は行わず職員が贈呈対象者へ持参)

令和7年度 児童生徒数

会和7年4日7日現在

																				令和	7年4月	7日現在
/ \	学	校		1年	2	2年	(3年	4	4年	į	5年	6	6年	小	計	日本	語学級	特別	引支援	合	計
,1,	+	仅	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数										
	緑		3	83	3	83	3	72	3	87	3	87	3	74	18	486			2	10	20	496
外		手	3	82	3	76	3	83	2	56	2	66	3	74	16	437			2	15	18	452
=		葉	4	114	3	99	4	137	4	131	4	127	3	98	22	706					22	706
錦		糸	2	46	2	47	1	31	2	46	2	52	2	69	11	291					11	291
中		和	2	40	2	40	2	50	2	46	2	51	2	43	12	270			2	9	14	279
言		問	2	36	1	26	2	43	2	44	1	32	1	27	9	208			[3]	[41]	9	208
小		梅	3	81	3	83	3	89	3	78	3	78	2	66	17	475					17	475
柳		島	3	76	3	79	3	75	2	70	3	71	2	68	16	439			[1]	[16]	16	439
業		平	2	61	3	81	3	75	3	84	3	81	3	93	17	475			3	18	20	493
両		国	3	83	3	94	3	82	3	82	3	85	3	83	18	509					18	509
横		Ш	3	71	3	75	2	68	2	66	3	75	2	67	15	422			1	3	16	425
菊		Ш	3	87	2	63	2	70	3	73	2	39	3	73	15	405					15	405
第	三吾	嬬	3	95	3	89	3	80	3	90	3	104	3	86	18	544					18	544
第	四吾	_	1	23	1	26	1	23	2	39	1	26	1	27	7	164			5	37	12	201
第	一寺	島	2	61	2	54	2	62	2	59	2	47	2	61	12	344			2	16	14	360
第	二寺	島	3	80	3	86	3	85	3	84	3	87	3	89	18	511			2	16	20	527
	三寺	島	2	63	2	58	2	55	2	53	2	55	2	64	12	348			1	4	13	352
曳		舟	3	80	2	70	3	93	3	93	3	83	3	91	17	510					17	510
中		Ш	2	63	2	53	3	74	3	82	2	49	2	47	14	368					14	368
東	吾	嬬	2	53	2	51	2	52	2	49	2	47	2	48	12	300					12	300
押		上	3	81	3	91	3	74	3	88	3	72	3	71	18	477			[3]	[48]	18	477
八		広	3	80	4	114	3	89	3	93	3	85	3	82	19	543					19	543
隅		田	2	61	2	57	2	62	3	74	3	73	2	67	14	394			3	17	17	411
-	吾嬬(_	2	52	2	48	2	60	2	55	2	60	2	61	12	336			3	18	15	354
梅		若	2	49	2	66	2	64	2	61	2	62	2	55	12			[30]			12	357
合		計	63	1,701	61	1,709	62	1,748	64	1,783	62	1,694	59	1,684	371	10,319	[2]	[30]	[7]26	[105]163	397	10,482

_	.د	4 ++		1年		2年	(3年	小	計		日本	語学	級		特別	川支援		合 計
中	学	ዾ 校	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	内内	訳		学級	生徒数	学級	生徒数
墨		田	5	145	4	128	4	154	13	427						2	15	15	442
本		所	4	120	3	118	4	139	11	377						1	7	12	384
両		田	6	222	6	217	5	187	17	626								17	626
竪		Ш	3	94	3	104	4	135	10	333						3	20	13	353
錦		糸	4	110	3	90	2	61	9	261						1	3	10	264
吾	嬬	第二	3	96	2	78	3	99	8	273						4	25	12	298
寺		島	3	92	3	115	3	111	9	318						2	12	11	330
文		花	3	91	2	80	3	92	8	263								8	263
桜		堤	5	158	5	169	5	161	15	488						[1]	[2]	15	488
(チャ	ァレン	ジクラス)	1	10	1	9	1	6	3	25			1호	₽	0			3	25
吾	嬬	立 花	5	162	5	182	5	161	15	505			2호	₽	1			15	505
文	花	夜 間	1	2	0	0	1	12	2	14	1	11 –	3左	₽	10		_	3	25
計	夜	間除)	42	1,300	37	1,290	39	1,306	118	3,896								131	3,978
合		計	43	1,302	37	1,290	40	1,318	120	3,910	1	1	1			(1)13	[2] 82	134	4,003

※(R6新設)桜堤中学校チャレンジクラス

^{※(}R7新設)固定学級(情緒)横川小学校、第三寺島小学校、錦糸中学校

[※] 小1~中1は1クラス35人で算定(両国中学校を除く)

^{※[]}は通級

[※] 文花夜間の日本語学級は全学年の合計人数に対し、20人単位で学級を編制する。(学年別で学級編制しない)

学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について

1 趣旨

令和7年3月31日付けで退任する学校医等に対して、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき感謝状を贈呈した。

2 被贈呈者

氏名	職名	学校名	年齢	勤続	退任年月日
まずき ひろし 鈴木 博	学校医 (内科医)	八広小学校 八広幼稚園	81	38 年	令和7年3月31日
まさだ けいこ 長田 恵子	学校医 (耳鼻咽喉科)	第一寺島小学校 第二寺島小学校 墨田中学校 吾嬬第二中学校 文花中学校 文花中学校(夜間)	74	26 年	令和7年3月31日
北總光生	学校歯科医	八広幼稚園	69	10年	令和7年3月31日
くらしげ ともかず 倉重 友和	学校薬剤師	小梅小学校	37	8年	令和7年3月31日
いしかわ ふみこ 石川 文子	学校薬剤師	桜堤中学校	66	35 年	令和7年3月31日

3 贈呈主体 墨田区教育委員会

4 贈呈方法

委嘱校の校長等が贈呈を行った(感謝状:令和7年3月31日付け)

5 根拠等

- - 第2条第1項第2号「教育事業に尽力すること3年以上にわたるとき」
- イ 感謝状交付基準要綱細目基準 学務課4番「学校医・学校歯科医・学校薬剤師が退任又は死亡したとき」

退職副校長への感謝状の贈呈について

1 趣旨

令和7年3月31日付けで定年退職となる副校長に対して、墨田区教育委員会感謝状交付基準 要綱第2条に基づき感謝状を贈呈した。

2 贈呈対象者

学	校名	氏	名	勤続年数	区年数 (勤続年数中)	副校長歴 (勤続年数中)	備考
業斗	区小学校	浅見	賢司	38年0月	14年0月	16年3月	定年退職

3 贈呈主体

墨田区教育委員会 (教育長名義)

4 贈呈日

令和7年3月31日

学校運営協議会委員の任命について

1 墨田区立第三吾嬬小学校 学校運営協議会委員一覧

	氏名	役職等
1	南 和俊	八広吾嬬地区連合会長、八広三丁目町会長
2	樋口 敏郎	本校同窓会長、八広三和里町会長
3	西川 信博	八広二丁目南町会長
4	松井 洋	八広北町会長
5	小柳 敏明	八広二丁目親和町会長
6	橋本 雅司	民生・児童委員
7	矢島 真理子	読み聞かせボランティア
8	堀口 義晃	青少年育成委員長、地域学校協働活動推進員
9	桒原 史成	青少年委員、地域学校協働活動推進員
10	清水 洋志	PTA会長、地域学校協働活動推進員
11	粕谷 秀雄	いきいきスクール運営委員長
12	高橋 信道	八広児童館長
13	齋藤 愛生	五地区子ども会代表
14	川中子 登志雄	校長
15	白石 哲也	副校長
16	広瀬 圭介	主幹教諭
17	森竹 圭子	主幹教諭

2 墨田区立八広小学校 学校運営協議会委員一覧

	氏名	役職等
1	坂井 正廣	吾嬬二中地区育成委員会委員長
2	須貝 利喜夫	墨田区行政相談委員
3	石崎 俊一	保護司、八広あずま町会長
4	小野 俊一	墨田区青少年委員
5	中山 竜一	八広はなみずき児童館長
6	谷 眞宏	民生・児童委員
7	泉 和典	PTA顧問、地域学校協働活動推進員
8	佐々木 健至	PTA顧問
9	藤田 章弘	PTA顧問
10	橋本 亮	PTA会長、地域学校協働活動推進員
11	本多 信悟	大学講師
12	勝田 光徳	校長

3 墨田区立竪川中学校 学校運営協議会委員一覧

	氏名	役職等			
1	横井 新一	元PTA会長、地域学校協働活動推進員			
2	志波 洋子	主任児童委員・元PTA会長、地域学校協働活動推進員			
3	出口 善朗	元PTA会長			
4	阿部 修三	青少年育成委員長、立川二丁目町会長、元PTA会長			
5	田渕 マチ子	立川二丁目町会長			
6	遠上 佐智恵	民生・児童委員			
7	藤田 桂一郎	保護司・元PTA会長			
8	芹澤 千佳子	前PTA会長			
9	中山 善光	PTA会長、地域学校協働活動推進員			
10	栁川 真彦	中和小学校PTA会長			
11	池永 晃士	菊川小学校 P T A 会長			
12	稲垣 吉実	校長			
13	児玉 張直	副校長			
14	鍬形 志穂	主幹教諭			
15	石塚 浩章	主幹教諭			
16	澤雅敏	主幹教諭			

4 根拠規定

墨田区学校運営協議会規則第8条第3項

協議会の委員(以下「協議会委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、教育 委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民等
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

5 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号、細目基準地域教育支援課第17号 及び18号に基づき、単位PTA会長及び単位PTA本部役員に対し、感謝状を贈呈した。

(贈呈基準)

「PTA役員に対する感謝状贈呈基準(基準1)」

2(1)ロ 単位PTA会長として在職した者で、同会長、副会長、会計、書記又は庶務として、通算5年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	ひろた てるひさ 廣田 晃久	両国中学校 会長	令和7年3月31日	教育長名
	計	1名		

(贈呈基準)

「PTA役員に対する感謝状贈呈基準(基準1)」

2(1)ニ 単位PTAの副会長、会計、書記又は庶務として、通算5年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴		贈呈年月日	贈呈主体
1	まから なっこれ村 奈津子	両国小学校・両国中学校	副会長・庶務	令和7年3月31日	単位PTA会長・教育長連名
2	藤原 真理愛	両国小学校・両国中学校	副会長・庶務	令和7年3月31日	単位PTA会長・教育長連名
	計	2名			